

## 予定価格の事前公表（試行）について（建設工事）

令和元年度の7月入札執行分より一般競争・指名競争入札に付する建設工事について、予定価格の事前公表を実施します。

予定価格の事前公表を行うことにより、入札の透明性の確保、予定価格漏洩等の不正行為の防止、複数回数の入札がなくなることによる発注者や入札参加者の負担の軽減等の効果があると認識しています。予定価格の事前公表については、競争力の低下、落札率の高止まり、談合の助長、建設業者の見積もり努力を損なわせるなどの弊害があるとの指摘がありますが、垂井町では、工事内訳書の提出を求め、その内容をチェックすることで、積算能力不足の業者参入を防止していきます。

今後も、公平、公正で透明性を確保した入札を執行すべく、競争入札に付する建設工事等については、予定価格の事前公表（試行）を実施していきます。

ただし、弊害が生じた場合は、予定価格の事前公表の見直しを検討いたします。